

# 区連会 資料3-2

旭区社協発第435号  
令和8年2月18日

各地区連合自治会町内会長様

社会福祉法人  
横浜市旭区社会福祉協議会  
会長 渡邊 多喜男

## 令和7年度 社会福祉協議会賛助会費募集へのお礼及び

## 令和8年度の募集協力について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より、本会の事業推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

令和7年度の賛助会費の募集につきましては、多大なるご協力を賜り誠にありがとうございました。

社会福祉協議会賛助会費は、地域性を活かした独自の福祉保健活動を進めるための貴重な財源として、様々な事業に活用させていただいております。

つきましては、令和8年度も引き続き、各地区社会福祉協議会からご協力依頼をさせていただきます。ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申しあげます。

### ＜令和7年度賛助会費実績＞

4,772,840円 ※令和8年1月31日現在

※参考：令和6年度実績額5,136,500円

### ＜参考資料＞

令和7年度賛助会費協力依頼チラシ

### 【問合せ先】

担当：三木、宮地  
電話：392-1123  
FAX：392-0222

参考 あなた自身が地域福祉の担い手です  
一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり

令和7年度

# 社会福祉協議会賛助会費への ご協力をお願いします



地域食堂



移動販売



生活にお困りの方への食料品等の無料頒布会



子育てサロン



地域交流イベント

社会福祉協議会は、  
社会福祉法109条で  
「地域福祉の推進を図ることを  
目的とする団体」と位置づけられ  
た非営利の民間団体です。  
と共に支えられ生きていく地域共  
生社会を実現するために、  
賛助会費へのご協力を  
お願いしています。

## 『賛助会費』とは

地域のみなさまに社会福祉協議会の事業にご賛同いただき、賛助会員としてその活動を支えていただくものです。インターネットの普及など多様性が広がる一方で、少子高齢化や単身世帯の増加等により地域の繋がりが希薄化する中、住民同士の見守りや支えあい活動を進めていくには、多くのご支援と参加が欠かせません。

みなさまからお寄せいただく賛助会費はお住まいの各地区社会福祉協議会と  
旭区社会福祉協議会の貴重な活動財源として、身近な地域で行われる福祉保健活動に活用いたします。

なお、賛助会費の取りまとめは、各地区社会福祉協議会が中心に行います。

また、個人だけでなく法人や企業等の賛助会費も募集していますので、下記までお問い合わせください。

賛助会費は任意であり、強制ではありません。旭区の地域福祉がより充実したものになるようあたたかいご支援をよろしくお願いします。

令和6年度  
旭区社会福祉協議会に  
お寄せいただいた  
賛助会費は  
5,136,500円  
でした。  
ありがとうございました！



あさひまる

社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

TEL 045-392-1123 FAX 045-392-0222

E-mail asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp ホームページ <https://www.palletasahi.jp/>

HPは  
こちらから

